

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

出雲市長 飯塚 俊之

市町村名 (市町村コード)	出雲市 (32203)
地域名 (地域内農業集落名)	朝山地域 (別紙のとおり)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は集落営農組織4組織を中心に農地集積を進めてきた。しかし、比較的平坦な圃場から、見々久、大月などの中山間地まで幅広くあり、山間地の条件が厳しい農地を中心に耕作放棄地が増加傾向にある。今後は耕作放棄地防止対策を行うため既存担い手の住み分けを行い、地区ごとに農地集積して効率的な農業経営ができるよう検討していかなければならない。また、新たな地域の担い手となり得る人材の確保、集落営農組合の法人化等を推進し、地域と一体となり農地を守って行く必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

定年帰農者、新規就農者など新たな地域の担い手の確保・育成に向け、地区担い手育成支援協議会を中心に話し合いを行う。認定農業者、中核農家への農地集積を行い、中核農家を認定農業者にステップアップするように協議会を通じて話を進めていく。

集落営農組織を中心に水稻、麦、そばの生産割合が多く、認定農業者や中核農家は、施設・露地にて様々な種類の野菜を栽培している。今後もこれらの作物を中心に作付けすることにより、経営の安定化と地域農業の維持を図る。

＜主として振興する作物＞
主食用水稻、飼料作物、麦、施設野菜、露地野菜

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	214.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	187.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域は農業振興地域のうち農用地区域の農地を対象とする。ただし、用途地域等でも担い手農業者の経営農地、多面的機能支払交付金対象農地は対象とする。なお、再生利用が困難な農地(農地パトロール赤判定)や農振除外した農地は、対象農地から除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手農業者を中心に農地の集積・集約化を図り、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と農地集積推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸出希望のある農地を農地バンクに貸し付け、担い手農業者への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員・農地利用最適化推進委員及び農地集積推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業・農村の多面的機能を保全するため、水路等の小規模な修繕や維持管理は多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用する。また、面的な整備が必要な場合は、農地耕作条件改善事業等の基盤整備事業も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な農業者を募り、地域の意向を踏まえながら担い手農業者として育成していくため、県・市・JA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
0

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策を検討し、安心して農業に取り組める環境を整える。
 ③労働力を補完するため、スマート機械の導入を推進し、生産性の高い農業経営を目指す。
 ⑨地域内の畜産農業者と連携した耕畜連携、地域内循環型農業を推進していく。